

梅ちゃん先生の 法律相談

第24回

条文の読み方・書き方 — 定款を例に —

梅本寛人 (弁護士)

1 はじめに

先月号(11月号)まで「働き方改革」について一通り説明を行ってきました。「働き方改革」の内容について、具体的なイメージは掴めましたでしょうか?

「働き方改革」は、長時間労働の規制、正規・非正規社員の不合理な待遇格差の禁止など多様な内容を含むものですが、2019年4月1日以降、順次法律が施行されていきます。企業にとっても、労働者にとっても、制度改革への対応は待ったなしの状況です。さらなる法改正や裁判例、制度の内容等については、次号以降においても随時ご説明いたします。

さて、今回は、若干「箸休め」的な内容となりますが、法律の条文の読み方や書き方のそもその所を少しご説明したいと思います。法律の条文の読み方や書き方には、一定のルールがあります。そして、このルールは、ひとり法律に限らず、会社・法人内における各種の規程、取引先や社員と交わす各種の契約書などを作る際にも参考にされるため、実は皆様にとって大変身近な、場合によっては会社や個人の命運を決することさえあるルールなのです。

ということで、皆様も知っておいて損はありませんので、しばらくお付き合いください。

2 定款と「公用文」

私は、現在、当協会の公益委員会に毎回出席し、当協会の定款、定款施行細則その他各種の規程について、問題点がある場合はその内容を検討し、改定が必要な場合には文案を作成することもあります。公益委員会において

は、毎回慎重に、時には白熱した議論が交わされ、私自身も勉強になることがあります。規程類の条文の内容はもとより、条文の形式面についても緻密な検討が加えられる様子を拝見し、当初公益委員会に出席した際は感心した記憶があります。

もっとも、定款にしろ、各種規程にしろ、当協会が制定している規程(「公文書」ではありません。「公文書」というのは、官公署その他の国・地方公共団体が作成する文書のことですが、当協会は官公署ではありませんから「公文書」ではないのです(当協会は「公益社団法人」ですが、官公署との対比においては、あくまで民間の団体です)。とすれば、当協会の規程類について「公文書」を作成する際のルールである「公用文」で作成する必要はまったくありません(要は文章の意味さえ通じればOKです)。

ただ、「公用文」は、公文書の内容の正確無比を期すために策定された厳密なルールですから、これを参考に規程類を作成することが望ましいのは確かです。

具体的に当協会の定款を例に説明してみましょう。

当協会の定款第4条です。これは当協会の「目的」を定めています。

(目 的)

第4条 本会は、舞台及びテレビジョンの映像の照明に関する研究並びに知識の交換の促進につとめ、照明家の資質と技術の向上と普及を図り、もって芸術及び文化の高揚に寄与することを目的とする。

実はこの文章は、「公用文」のルールに比較的忠実に作られています。

まず、法律あるいは規程においては、**主語を明確に規定する必要があります**。法律とは「誰か」の何らかの行為を規制するものだからです。何をするのか何を縛られるのかの対象者が明確でなければ法律の意味はありません。この点、上記の定款では「本会は」と明確に主語が定められています。

次に「及び」と「並びに」の使い方で。す。「及び」も「並びに」もいずれも**並列 (and) の接続詞**ですが、「公用文」においては使い方が異なります。文章で説明すれば「並列の接続の一番小さなものに「及び」を用い、その他の大きいものには「並びに」を用いる。」です。この文章を一発で理解できたあなたは天才ですが(笑)、具体的にいうと「a 及び b 並びに A 及び B」という感じで使い分けます。それでは、定款を見てみましょう。「舞台及びテレビジョンの映像の照明に関する研究並びに知識の交換の促進につとめ、」となっています。大きい接続は「照明に関する研究」と「照明に関する知識の交換の促進」です。この接続詞にはきちんと「並びに」が使われています。小さな接続である「舞台」と「テレビジョンの映像」間は「及び」が使われています。ただ、その後の「照明家の資質と技術の向上と普及を図り、」の部分は、「及び」「並びに」といった接続詞が使われておりません。敢えて使うとすれば「照明家の資質及び技術の向上並びに普及を図り」でしょうか。「照明家の資質・技術の向上」と「照明家の資質・技術の普及」が大きな接続、「資質」と「技術」が小



さな接続というのが私の解釈です。

ちなみに、似たような使い分けを行う接続詞として「又は」と「若しくは」があります。いずれも**選択的(or)な接続詞**ですが**大きな接続には「又は」を用い、小さな接続には「若しくは」を用います。**

たとえば、**刑法(明治40年法律第45号)**にこんな条文があります。

(殺人)

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

「死刑」と「懲役」が大きな接続、「無期懲役」と「5年以上の懲役」が小さな接続で、これらの接続は並列(and)ではなく選択(or)です(死刑にする人に同時に懲役刑を科すことはできません)。

同じく、**当協会の定款第44条**は、この使い分けを行っています。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人」と「国若しくは地方公共団体」が大きな接続で、「国」と「地方公共団体」が小さな接続です。

さて、話を当協会の定款第4条に戻しますが、同条は「もって芸術及び文化の高揚に寄与することを目的とする。」で締めくくられています。これは「公用文」のルールというほどではないのですが、法人としての目的を規定する定款においてよくある締めくくり方です。この点は、法律の立法目的を定める条文(概ね第1条に規定されます)においても同様です。

たとえば、**著作権法(昭和45年法律第48号)**にこんな条文があります。

(目的)

第1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に

関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

これは、著作権法の目的を定めた条文ですが「…著作権等の権利の保護を図り、」までがいわば著作権法の「**まずもっての目的**」、「文化の発展に寄与すること」が著作権法の「**究極の目的**」です(ちなみに、著作権法はこのように「文化の発展」を目的とする法律ですので、所管官庁が文化庁です。他方で、同じ知的財産法である特許法等は「産業の発達」が目的のため、所管官庁が経済産業省となります)。「究極の目的」の前に「**もって**」という**接続詞をおくのがミソ**です。ということで、当協会は「芸術及び文化の高揚に寄与すること」を「究極の目的」としていることが定款上からわかります。つまり、定款からは、当協会は、照明技術の向上やこれに関する産業の発達ではなく、個々の照明家の資質・技術の向上を図り究極的には文化の高揚を目的としているということが明かです。定款の文言から、ここまでの情報を読み取ることができます(さらに進んで、文化庁と何か繋がりがあるかな?文化庁が旧主務官庁だったかな?というところまで読み解ければできすぎです)。

次に、法律における「ただし書き」の使い方を説明しましょう。

「ただし書き」ですが、**民法(明治29年法律第89号)**にこんな条文があります。

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

「ただし書き」は、**主たる文章に対する除外例や例外事項または注意事項を規定する場合**に用います。「ただし」で始まる文章を「ただし書」と呼び、これに対する主たる文章を「本文」と呼びます。注意点は、**ただし書を書く際は、本文に続いて書き、改行してはならない**という点です。上記の民法では、未成年者が法律行為(売買契約や雇用

契約を締結することなど)をする場合は法定代理人(たとえば親)の同意が必要(原則)、「ただし」、単に権利を得たり義務を免れる場合は不要(例外)という意味になります。

当協会の定款第17条では、次のように使われています。

(総会の定足数等)

第17条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

総会を開催する場合、正会員の過半数以上の現実の出席がなければ成立しない(原則)、ただし、あらかじめ書面投票、委任状を出している正会員は出席とみなされる(例外)、という具合です。

最後に、「規程」と「規定」は何が違うの?ということについて説明します。

「規程」は、一定の目的のために定められた**一連の条項の総体**を呼ぶ場合に用い、「規定」は、法令における**個々の条項を指す場合**に用います。

当協会の例ですと、「謝金及び旅費規程」や「舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程」のように、総体を指す場合は「規程」を用い、「定款第49条の規定による定款施行細則」(定款第7条第1項)というように個々の条項を指す場合は「規定」が用いられています。

3 おわりに

以上、条文の読み方・書き方のほんの一端を、当協会の定款等を例に取りながら説明致しました。今回のテーマについては、まだまだお伝えしたいことは多いのですが、話がどんどんマニアックになりそうですのでこの辺で終わりとします。

さて、今年の「梅ちゃん先生の法律相談」は今回で終了となります。本年も拙稿をお読みくださりまして、誠にありがとうございました。

それでは、皆様よいお年をお迎えください。

